

富士五湖広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

令和 3 年 4 月 1 日
富士五湖広域行政事務組合 代表理事
富士五湖広域行政事務組合 消防長

富士五湖広域行政事務組合における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第15条に基づき、富士五湖広域行政事務組合代表理事、富士五湖広域行政事務組合消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1.計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2.女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

富士五湖広域行政事務組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性職員の活躍推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3.女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づき、富士五湖広域行政事務組合事務局、富士五湖広域行政事務組合消防本部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を

行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なおこの目標は、富士五湖広域行政事務組合事務局、富士五湖広域行政事務組合消防本部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 富士五湖広域行政事務組合 事務局

- ア) 令和7年度まで女性職員の割合を、平成27年度実績(50%)のまま継続していく。
- イ) 令和7年度までに男性職員の育児休業取得率を、50%以上にする。

(2) 富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部

- ア) 令和7年度までに、採用者の女性割合を、5%以上に引き上げることを目途に、施設・配置部署等の整備を検討・実施する。
- イ) 令和7年度までに、職員の平均超過勤務時間を令和2年度実績(月6時間)から15%以上縮減し、月5時間以下とする。

4.女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3.で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、富士五湖広域行政事務組合事務局、富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 富士五湖広域行政事務組合 事務局

- ア) 結婚・出産・子育てなど個々の女性職員の事情に応じて、個別に育成方針を立てるなど、柔軟な人事プランの作成を継続する。
- イ) 出産を控えている全ての職員に対し、各種両立支援制度(育児休業・配偶者出産休暇・育児参加の為の休暇等)の活用推進に努めることを継続する。

(2) 富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部

- ア) 令和4年完成予定の消防本部新庁舎にあつては、女性職員が勤務可能で活躍できる庁舎として計画済みであるが、今後建設予定の消防署庁舎及び出張所・分遣所庁舎においても、令和3年度より女性職員を勤務可能とするための庁舎施設の整備を検討するとともに、配置部署についても警防・予防・救急業務のみならず指令・総務業務を含め、総合的な見地から配置可能な人数等について検討を行う。
- イ) 平成28年度より推進してきた配偶者の出産を控えている職員に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進や助言を行うとともに、男性の家事・育児等参加に向けた機運の醸成に努めることを継続する。
- ウ) 平成29年度より推進してきた超過勤務の縮減に向け、年度当初に消防長から全職員向けのメッセージを発信するとともに、職場風土の改善に向け管理職自身の勤務時間管理の徹底について継続する。